

平成 26 年度第5回仙台市子ども・子育て会議会議録

- 1 日時 平成 27 年 2 月 4 日 (水) 10 : 00 ~ 11 : 25
- 2 会場 仙台市役所本庁舎第二委員会室
- 3 委員出席数 委員定数 25 名
出席委員 22 名, 欠席委員 5 名
 - (1) 出席委員 本郷一夫会長, 小林純子副会長, 伊藤ひろみ委員, 伊藤由美委員, 加藤真由美委員, 神谷哲司委員, 小林良子委員, 今野彩子委員, 坂口真理子委員, 佐藤淳一委員, 佐藤哲也委員, 鈴木重良委員, 瀬戸幸子委員, 中嶋嘉津子委員, 庭野賀津子委員, 平山乾悦委員, 松田美彰委員, 村田祐二委員, 八木彌生委員, 吉田浩委員
 - (2) 欠席委員 荒澤けい子委員, 鎌田文恵委員, 菅野仁委員, 塩野悦子委員, 千葉貴和子委員
- 4 会議録署名委員 村田祐二委員, 八木彌生委員
- 5 議題
 - ・仙台市すこやか子育てプラン 2015 最終案について

議事要旨

- 1 開会
 - ・事務局より, 現在遅れている委員もいるが, 委員定数 25 名のうち 16 名が出席していることから, 仙台市子ども・子育て会議条例第 7 条第 2 項の規定に基づき, 定足数を満たし, 本日の会議が成立していることを報告。
 - ・会議の公開・非公開に関して, 公開で行うことを確認。
 - ・本郷会長より, 署名委員として, 村田祐二委員と八木彌生委員を指名, 決定。
- 2 議事
 - (1) 仙台市すこやか子育てプラン 2015 最終案について
資料 1 ~ 資料 4-2 に基づき, 総務課長が説明。

(質疑応答)

本郷一夫会長

一番目としては、12月19日から1か月間実施したパブリックコメントで出された意見に対応した修正。二番目としては、前回の会議で出た意見で、一部はパブリックコメントの段階で文言等の修正をしていただいたものもあるということ。それから、庁内での精査、またデータを最新のものにするという、三つぐらいの経過を経て修正した結果が、今回最終案という形で提示されている。

今日、この場で検討し、でき上がった最終案を3月上旬に私から市長に答申する予定になるので、今日が最終の議論になる。多岐にわたる部分の修正等があったが、プランの内容、表現を中心に、お気づきの点についてご指摘いただき、必要な部分についてはさらなる検討をした上で最終案にしたいと思う。

なるべく多くの方にご意見をいただきたいので、ポイントを絞って、手短にご発言いただきたい。

吉田浩委員

今回のパブリックコメントは、一つは表現の配慮や修正に関するものであり、これについての大きな議論は必要ないと思う。もう一つは施策の範囲の拡大や追加に関するもので、これも方向性としては大きく問題はないと思うのだが、プランに関して反対の意見はなかったという理解でよろしいのか確認したい。

それから、資料3の6ページの一番下のNo.19で、「公立保育所の民営化」が「公立保育所の建替え」に修正したと表記されている。これに該当する資料4-2のプラン本文を見ると、55ページのNo.194「公立保育所の建替え」がある。この中身を読むと、「民間の力を活用して保育所を新設する民設民営方式」と書いてあるが、民設民営というのは、民営化ということではないのか。それとも、建物だけの事業体を民営にしてつくるということなのか。

加えて、私は何回か欠席していたので、途中経過が分からないため質問するのだが、以前、待機児童をなくすために、たくさん保育者を養成、調達しなければいけないという中で、保育の経験のある人を保育者に準じる人としてカウントするのはどうかという話があった。一般の子育てを終えた主婦やご婦人の方に研修をして、保育を提供する立場に適格な人であるとするのがいいとか、いやそれはいけないのではないかという議論があったと思うのだが、それはこの中のどこかに反映されているのか、あるいはしないことになったのかを教えていただきたい。

総務課長

まず一点目については、反対の意見はなかったと理解している。委員からご指摘のあったとおり、むしろこのプランに基づいて具体的に施策、事業を展開する上で、こういった

点に気をつけたらいいのではないかと、こういった視点も含めて遂行していったらいいのではないかとというような、さらに充実するための方向性や、前に進めるためのご意見と理解している。

それから、民設民営については、現在、木造で一定程度古くなった公立保育所を順次建替えることにしており、その建替えに併せて民設民営という手法をとり、民営化するということを計画的に進めている。震災でダメージを受けた2箇所の保育所では、建物は市が建替え、運営は民間にお願いする公設民営方式の手法をとった事例もあるが、今後、建替えにあたっては、基本的には、民間に建設も運営も含めてお願いしていくことから、民設民営という表現にしている。

総務課主幹

質問の二点目、地域等における子育て経験の豊富な方の活用方策については、資料 4-2 の 69 ページのNo.346「地域での子育て支援における担い手の確保」に記載している。保育士資格等を有さずとも、育児経験の豊富な主婦の方などに、例えば、地域子育て拠点である児童館において、乳幼児親子への子育て支援や子育てサロンにご参加いただくなど、地域での有効な活用をしていこうという新たな事業として入れている。

吉田浩委員

民営化に関しては、建替えを機に公立の保育所の事業は終了して民営化するというところで、保育所の関係者はそれでいいのか。

保育部長

基本的に、老朽化した木造の公立保育所については順次建替えを行う。その際には、近隣や同じ場所で、仙台市所有の土地をお貸しする形で、民間の力をお借りして、民間の施設を建てて運営していただく。これまであった公立保育所については、廃止することを基本と考えている。

ただし、震災の関係で早急な建替えが必要だった2箇所の公立保育所については、特例的に建物は公立で建てて、運営は民間に、いわゆる民営化を行ったということである。

吉田浩委員

民営化に関しては承知した。

最後の事業No.346について、中身はいいと思うのだが、表現について、男女共同参画と言っている中で、「主婦等の」ではなく、もっと適切な表現があるのではないかと。「主婦等の」と言わなくても、「子育て経験豊富な人材」など、男女こだわらず養成していただければと思う。

松田美彰委員

「公立保育所の建替え」という表現はどのようなのだろうか。「民営化」という表現で十分なのではないか。公立保育所の建替えはするが、運営は民間でやる。建替えといっても、市で補助金を出すにしても、基本的に民間でお金を出して建てるわけである。土地にしても、今はその地代を払うような状況になってきている。ということは、公立保育所は建替えるのではなく、完全に民営化して、民間で運営していくということなので、「公立保育所の民営化」でいいのではないか。言葉のすり替えになっているのではないか。

子供未来局長

事業の概要を見ていただければお分かりいただけると思うが、全ての公立保育所を廃止するという話ではなく、表現の問題だろうと思う。

従来、公立保育所のあり方については、一切なくしてしまえという議論もあれば、公立には公立の役割があるのではないかという議論もあり、子供未来局の中で、一定の方向性を出している。それは、公立の役割というのはこういうものだというのを特定し、現時点で、公立保育所のうち、地域ごとにその拠点として将来も責任を担っていくというものである。現在、民間の保育所が多くなってきており、今後も増設する場合は、民間事業者が増える。色々な連携施設もできてくるし、小規模保育や家庭的保育員、事業所内保育など、様々なメニューが出てきている。その中で、経験値の少ない方も当然いるので、現場に即した指導をどのようにやっていくのかとなった時に、質の確保の面で、長年取り組んできた公立保育所のノウハウがその核になるのではないかと考えている。その考えにより、公立の保育所の一部については、将来も地域の核になる施設として残していく。

ただ、木造でかなり年数が経ち、耐用年数がきたもので、建替えをしなければいけないものの取り扱いをどうするかという議論の中で、新しい建替えをする際には、全てを行政が抱え込むのではなく、民間の様々なノウハウや土地をお持ちの方、他都市で事業をやっている方など、意欲と能力のある方々に公募で事業提案をお願いし、選定した上で、民間でできるものは極力民間にやっていただこうと、いわば公と民のすみ分けをやっていく中で事業のあり方というのを整理した。

今回議論になっている表現については、前の案のとおり「公立保育所の民営化」というところだけを見ると、公立保育所を全て民営化するのかと誤解する方もいらっしゃるので、公立保育所を建替える際には民営化をしていくということを申し上げたくて、この表現にしている。表現については、皆様のご意見をいただいて検討したい。

本郷一夫会長

今の点について、表現等の工夫は考えられると思う。公立保育所の建替えについて、資料4-2の55ページのNo.194では、「民間の力を活用して保育所を新設する『民設民営方式』を基本とし」と書いてある。この「基本」をどう読むかということなのだが、例えば、建

替える時には、必ずそれが基本で、全部民間にするという誤解を生むかもしれないというご指摘である。先ほどのご説明だと、「民営化」ではなく「建替え」と表現したのは、中核的な保育所を公立として残すというような場合もあったり、あるいは民間が参入できないような地域については、公立の保育所が引き続き運営することもあるということなので、そこが上手く反映できるような表現というのも、検討してもいいのではないかと思う。

小林純子副会長

先ほど、公立保育所を拠点化するようなお話があったが、現在、具体的にその拠点と考えている公立保育所はどのくらいあるのか。また、将来的に老朽化する可能性があった時に、そこが民営になった時には、どこがその役割を負うのか。確か何年か前に、本郷会長が座長の保育の問題の会で、私がお聞きしたことがある。今、説明いただいて、そのプランはまだ生きているということは分かった。実は、私が児童館を運営していた頃、児童館にも拠点館があったが、実際は、指定管理者がたくさん増える中で、その拠点館から何かご連絡をいただいたことはなかったので、おそらく機能していなかったのではないかと思う。そういうことになりかねないので、もし、そういう構想を保育所でお持ちであれば、拠点保育所による保育士研修の実施というようなことが書いてあれば、役割がはっきりして、姿勢が明確に表現できるのではないかと思った。

保育課長

今から約10年近く前に、本郷会長、小林副会長も入られて、今後の保育所のあり方の方針を検討した。正式に策定したのは平成19年8月になっている。この時に、公立保育所の建替えという方針を一定程度示し、当時、25年以上経過している老朽化した木造の公立保育所を順次建替え、建替えの際は民設民営方式、あるいは譲渡方式も含めて検討するという方針を示した。

それから年数が経過し、4月から新制度も始まっていく中で、行政は、地域における保育基盤の整備と併せた質の向上を一定程度果たしていく必要があり、その担い手として、公立保育所が長年培ってきた知識やノウハウを活用することが、一番優れた効果であろうと考え、案ではあるものの、昨年の10月、22箇所を地域拠点保育所と指定すると表明している。

具体的な記載については、資料4-2の37ページの基本目標3の「(1) ①多様な担い手による子育て支援の地域ネットワークの構築と豊かな地域社会の形成」の中の二段落目、「また、子育てふれあいプラザや地域の拠点と位置づけた公立保育所」という形で、小さいながらも書かせていただいている。その理由としては、今の段階では具体論が書けないということもあり、事業という形ではなく、本文の中に入れさせていただいている。

吉田浩委員

ご趣旨は分かった。ただ、今のままだと、オセロの白い駒が全部黒に変わるように、ばたばたと時間の経過とともに全て民営化されていくように見えるので、まず題目は、例えば「民活による施設整備」など、そのねらいをはっきりしたものにして、内容においては、「その全てではなく、民設民営方式を基本とし、適切性を判断の上、計画的に推進する」など、分かるような形にできるかどうかをご検討いただきたい。

本郷一夫会長

実際には、仙台市が進めようとしている計画が、より上手く伝わるような表現で、誤解が生じないようにというご指摘だと思う。さらなる検討のポイントかと思う。

佐藤哲也委員

資料3の1ページ目のNo2「子どもの育ちの支援」のところで、一行目には「多様な遊び・体験の機会」とあり、修正、追加をした下線が引いてあるところは「多様な体験や遊び」となっている。そして、その下のNo3にいくと、「体験」「学び」「遊び」という概念が出てきている。このプランで言うところの「子ども」というのは、児童福祉法で言うところの18歳未満の「子ども」を指しているのか。それとも、子ども・子育て支援新制度の乳幼児、児童なのか。学校教育法で言うところの小学生なのか。「子ども」といった時に、乳幼児の話が混じっていたり、あるいは児童を指して「子ども」と言っているところがあるので、この辺りが分かりづらくなっていると思う。「遊び」はすごく大事なんだというパブリックコメントを受けて付け足しているのだ、おかしくなると思うのだが、例えば、このNo2で言えば、「多様な遊び・体験」とすでに言っているわけだから、ここでもう遊びの重要性は押さえていると思う。そうすると、下線が引かれている箇所は「多様な体験」と言えば、もうそれで十分ではないか。その体験をしていくと、それはイコール「遊び」にもなるし、遊びの中に「学び」もあるわけだから、あえてこの下線を引いているところに「遊び」を加える必要はないと考える。

もう一方で、No3では「多様な体験や学び、遊び」となっていて、これも実は論理的におかしくなると思う。つまり、幼児教育の世界では、遊びの中に学びがあるという言い方をすると、小学校以降の教育になってくると、学びだが、学びの一つの手段として遊びもあるといった話になる。だから、ここの「学びや遊び」というのを削除してしまっただけで、「子どもたちが多様な体験を通じて」とすればいいのではないかと。体験をすることで、「体験」イコール「遊び」になる発達段階の場合もあれば、体験の中から学ぶ発達段階もあるわけであるから、「学び」や「遊び」をくっつけると、逆に分かりづらくなる。「体験、学び、遊び」と書かれてあるところは、ただ単に「体験」だけでいいのではないかと教育学者として考える。

本郷一夫会長

パブリックコメントを踏まえて追加した記述で、もともとはこういう表現ではなかった。今のご指摘だと、追加したことによって概念間の関係、あるいは用語間の関係が分かりにくくなっているのではないかということだと思うが、いかがか。

総務課長

まず、対象については、基本的にはおおむね18歳までということにしているが、学校教育の部分は、教育振興基本計画等に委ねているといったことも含め、子ども・子育て支援は、主に児童クラブという小学生のステージもあるが、就学前児童を中心とした保護者も含めての施策になっている。

私どもも、中間案の段階では、基本的には体験の中に学び等も含めて表現していたが、パブリックコメントの意見を踏まえてこのように修正した。佐藤委員からの、そのステージによって遊びと体験の考え方が逆になるといったことも、私どもが勉強不足なのだが、今、そうなのだなと思っている。他の委員の方々からもご意見をいただきたいと思う。

小林純子副会長

先ほどのご質問の18歳までということを押さえないと、おそらく、このすこやか子育てプラン全体はカバーできないと思う。新プランの中心的なところは子育て支援であるが、ぜひ18歳までをきちんと視野に入れてほしい。

「遊び」は、子どもの権利条約31条の余暇やレクリエーションにあたる。日本では、「体験」というと学習につながるイメージが強く、何かのために体験するとか、学ぶために体験するというイメージがあるが、そればかりではなく、ぼうっとする権利、休む権利でもある。今の高校生は疲れていて、休みたいということをよく言うので、パブリックコメントの方たちは、そこを「遊び」ということで取り上げてほしいということだったのでないかと思う。日本語として、「体験」が広い意味で子どもたちの寝る、休むという休息も含めてイメージされていけばいいのだが、そうになっていないので、「遊び」を入れてほしいと強調しておられるのではないかと察する。

子供未来局長

今お話いただいたように、様々なお立場の方からご意見をいただくと、遊びに関わっている方は遊びの重要性を強調すべきだという立場だし、学びという観点を重視すべきだという方もいらっしゃる。また、親がいちいち手をかけないで、自らチャレンジするという意味での体験も大事だという方もいらっしゃる。それぞれに一面の真理ではある。ただ、こういう包括的なプランにまとめるにあたり、その辺りの概念の整理というのは非常に難しい話でもある。18歳未満の方々を総称して「子ども」という捉え方もあれば、就学年齢の方を中心とした施策というのものもある。そういう意味では、プランの中身云々というより

も、どういう関係になっているのかというお問い合わせに、しっかりと答えるような用語解説、あるいは文章の中に趣旨を書き込むといった工夫はできると思う。

ご専門のお立場の先生方から、例えば「体験」というものの中に、学習や遊び、何もしないという時間も含めて体験という理解でいいという概念規定の例示がいただければ、そういう趣旨を書き込むことは可能だと思う。

平山乾悦委員

仙台市内の児童館を指定管理者として運営する立場から言うと、児童館は、児童福祉法に基づく0歳から18歳までの子どもに健全な遊びを与え、その健康を増進し云々と、そういうことを目的として設置される施設という規定がなされている。児童館においては、「遊び」が一番重要なファクターだと考えているが、このすこやか子育てプランの中で、遊びが大事だということが明確に記載されている項目が少ないというのが、パブリックコメントで寄せられたご意見の主意なのだと思う。だから、文言として、遊びが大事なのだということや、遊びの充実を行政としても考えていくんだということ、遊び環境の整備を考えていくんだというような文言があった方がいいと思っている。確かに、佐藤委員がご指摘なされたとおり、日本語上の問題や並び方が行によって変わってくるというのは直した方がいいと思うが、ぜひ、「遊び」という文言を生かしていただきたいというのが私の意見である。

本郷一夫会長

今議論になっていることの一つは、「遊び」という用語が多様な意味を持っていて、例えば、「活動の形式としての遊び」という側面と、「遊び」という活動を通して生まれる「学ぶ」あるいは「リラックスをする」というような「機能」の側面がある。「遊び」の中に、「活動の形式」と「機能」という多様な意味が含まれているので、それぞれの読み手がイメージするところが、少しずつ違うかもしれないという点の整理ができれば、この「遊び」という用語が入っていることも必要なかと思う。

その時に、先ほどご指摘いただいた「多様な遊び・体験」、「体験や遊び」、「体験や学び、遊び」といくつか表現があるので、文脈によって多少書きかえる必要があると思うが、可能であれば統一できる部分は統一して、ここで言っている遊び、あるいは学びはこんな意味ですよということを補足説明ができるのであればするなり、問われた時に答えられるような表現になっていると、多様な読み手に対応することになるのかと思う。

この「遊び」というのは、それぞれが持つイメージが違うかもしれない。余談だが、私は大学で「遊びの発達心理学」というのをやっていて、「子どもはいつから遊ぶか。0歳児は真剣に生きていて遊ばない。」という授業もやっている。何をもって「遊び」とするかという定義にもよるが、その辺りがなかなか難しい概念でもあるので、表現が紛れないように、最低限整理するということが必要かと思う。

吉田浩委員

今のところがどこにあたるのか見てみると、基本的課題という前文のところなので、スペース的にも多少柔軟に書ける感じがする。「学び・遊び・体験・余暇」の4つを大事にするんだということを、どこかで一度きちんと高らかに宣言しておけばいいのではないか。

ご指摘のあった、遊びがちゃんと確保されるというような事業というのは、どこにあるのか。児童館を充実させるということが環境の確保だと言えばそうなのだが、事業として、遊び場の確保や遊び支援事業のようなものはあるのか。つまり、前文で「遊び」と出てきたのに、胴体の方でほとんど「遊び」が触れられていないということになってしまうと、せっかく「遊び」という言葉を入れた意味がないと思うので、どこか対応できる場所を確認していただければと思う。

本郷一夫会長

たまたま開いたところであるが、断片的には、「遊び」というのは、資料4-2の59ページのNo.247に「放課後等の遊びや生活の場を提供し」というような表現が出てきている。他にもあるかと思うが、こういった表現は、事業概要のところにも出てきていると思うので、そこの関係も踏まえて、ここで「遊び」と表現することが何を意味しているのか、どのような目標と関係しているのかということを整理した上で、表現できるといいかと思う。

総務課長

吉田委員からご意見いただいたとおり、基本的には、前半の部分で「遊び」についての考え方や文言の整理をさせていただいた上で、このプランにおける遊びの重要性等については表現していきたい。具体的な施策については、ここが遊ぶ場だから、それを整備するといったスタンスも確かにあると思う。今回のパブリックコメントの冒険広場を整備してほしいというのは、おそらくその考え方に基づくものだと思うが、先ほど申し上げたとおり、都市公園が1,650箇所を超えるようにフィールドとしてある。それから、保育所や児童館、のびすくを含めた公立、私立の様々な主体が整備している場を遊ぶ場だとする考え方もある。様々なフィールドや施設で学び、遊び、体験をするといった意味では、個別具体の施策がこれですとはっきりしていることと併せ、様々なところでやっているといった考え方に立つことで、前段の基本的視点、基本的課題にそれを明示することによって、クリアできるのではないかと考える。

今野彩子委員

資料4-2の30ページの計画の体系にある、基本目標2の「(5) 家庭の子育て力向上のための取組」の②に、「男女がともに担う子育ての推進」という記載があり、この考え方をぜひこのプラン全体に貫いてほしいと思った。そう考えた時に、25ページの上から一行目か

ら二行目にかけて、「父親も積極的に子育てや家事に参加するという意識の醸成」という表現がある。それから、26ページの「(2) 仕事と子育ての両立の支援の視点」のところの二行目にも「父親も積極的な役割を果たす」とある。なかなか難しいのだが、「参加する」とか「積極的な」という表現にひっかかるお母さんたちが出てくるのではないかと思う。例えば、「子育てや家庭に責任を果たす」というような、少し強い表現に置きかえることはどうなのかなと感じた。私は、出産のために夏場から会議に参加していなかったもので、もし何か議論があれば申し訳ないのだが、そのように感じた。

本郷一夫会長

「積極的に」というのが、よく捉えればすごく前向きのようにも思えるし、逆に見れば、「本来自分とは関係ないけれども頑張ってる」と読めるところもあるのではないかということで、「積極的に」というところの読み方が、誤解を生じない、あるいは、より明確に意図が位置づけられるような表現が可能かというようなご指摘だったと思う。

総務課長

今野委員からいただいたご意見を踏まえた表現の修正は検討したいと思う。それと併せて、個々の家庭における解決が一義的であるが、それを支える企業及び社会のあり方が、結果としてはそこにフィードバックされていくという考え方から、その考え方の一つとして、ワーク・ライフ・バランスが提唱され、それが徐々に実践されていると理解している。今野委員の意見も含め、子育てや家庭のあり様、例えば、ワーク・ライフ・バランスは、どちらかという与企业や個人に委ねるような形でこれまで進んできた。次世代育成支援対策推進法も10年間延長され、その考え方をさらに発展していこうといった動きもある。従前だと、まずは事業主行動計画をつくるという段階が、次世代法ができた時点の考え方で、101人以上の企業がそういった行動計画をつくって、育児休業を何%というように、あくまでも各企業が目標をつくれればよかったというステージだったと思う。それが今は、実際それをどう実践していくか、どう職場の理解を得ていくか、それが人材確保や企業の発展につながっていくという理解が、まだ抽象的なレベルになっているのだろうと私は考えている。そういった企業側の理解、その推進、それが結果として各家庭における実践につながっていくと思う。プランの中でも、ワーク・ライフ・バランスについては、意識的に一つ項目を設けて取り上げているので、様々な取組を今後ともやってまいりたいと考えている。

吉田浩委員

今の「積極的に」というところを、もう少し何とかするためには、例えば「より積極的に」とか、「これまで以上に」と、つまり前進してもらわなければ、「僕はいつも気持ちは積極的なんだ」というような言いわけでは許されなくて、「ちょっとは前進してくださいね」

というふうにはできないかということと、女性の就労が進み、女性が中心となってきたこの中、なぜ「男性」と書かないで「父親」なのか。子どもが生まれる前の男性も家事を手伝うべきだと思うので、この表現はお父さんだけの責任になっているので、ここは「男性」にしたらよろしいのではないか。

本郷一夫会長

ここをじっくり読むと、色々なことに気づかされる。一つは、両立支援ということで、24ページの下の方には「男女がともに仕事と家庭を両立」という表現があるので、これが全体の意図だと思うし、その前の段落では、出産を理由に女性が仕事を辞めなければならないような現状に対して、それもどうかしなければいけないというような意味で「就労する女性が安心して」という表現も入ってきて、基本は、「男女がともに仕事と家庭を」ということだと思うが、現状として、女性の働きづらさみたいなものも前の方で書いてあるので、そこを受けている部分が混ざっており、今のようなご指摘があるのではないかと思う。

おそらく、ここで表現しようとしている意図等については、それほど矛盾はないと思うので、ここについて、もう一度表現の工夫が可能かどうかを見直してみることができればと思う。

神谷哲司委員

修正されたところではないのだが、修正に絡むところで、資料4-2の42ページのNo.54「思春期保健の推進」について、これ自体は修正いただいたところも含めて、大変よろしいと思っているが、一点ひっかかるのが、一番最後に「思春期からの母性の健康の保持・増進の充実に向けた取組」とある。「母性」という言葉だと、女の子や女子生徒を対象とすることに限定されたイメージを持ってしまう。個人的には、望まない妊娠や性感染症の予防は、男子生徒も含めて進めるべきだと考えているので、その辺りは隣のページのNo.61「性教育の充実」という事業もあるので、そこでカバーされているのかなと思いつつも、個人的な立場としては、「母性」という言葉に若干ひっかかる場所がある。他の委員の皆様からもご意見いただきたいが、可能であれば「母性」の後ろに「養護性」や「養育性」という言葉をつけていただくと、幅が広がるのかなと思う。

本郷一夫会長

42ページのNo.54のところ、「母性」という表現が2箇所出てきているが、上の方の「母性保護知識」という部分も含めてか。あるいは下の方だけでいいか。

神谷哲司委員

個人的には、「母性保護知識」の方は、対象として守られる側の母体という意味では「母

性保護」でいいと思うが、思春期からの健康の保持・増進という意味では、「母性あるいは養護性、養育性」という言い方もできるのではないかと考えている。

本郷一夫会長

主に下から二行目の「母性」という表現を、少し幅広い意味合いを含むような表現にしたかどうかというご意見である。ここはお聞きしておいて、他のものとの関係で修正するかどうかをさらに検討することで進めたい。

松田美彰委員

知っておいていただきたいということなのだが、資料2の17ページ、No.53、54について、保育士不足が深刻で、国の方でも処遇改善をしていただいているのだが、No.53に「非正規雇用ではなく、正職員とすべきです」とある。確かにそのとおりだと思う。このパブリックコメントの回答というのは、ホームページか何かに掲載されるのか。そうすると、No.53の本市の考え方のところ「正職員としての雇用を促進してまいります」と書いてあるが、仙台市からの増員保育士の補助が、一人分で22～23万円出ている。22～23万円×12か月分だと、正規の職員を雇用するには、社会保険料や賞与などを考えると全く足りない。つまり臨時職員、非正規しか採用できない。その程度の金額なのに、「正職員としての雇用を促進してまいります」と表現されているところが、若干不満である。民間の方から要望書も色々出している中で、ここがちょっと引っかかっていた。パブリックコメントのとおりだと思うので、ぜひ、非正規ではなく正規職員を雇用できるよう、仙台市独自の基準をもっとアップしていただいて、正規雇用できるようにしていただきたい。

総務課長

今回、消費税の10%の引き上げが延長されたことに伴い、子ども・子育て支援新制度において、平成29年度のピーク時における7000億の財源の心配があり、平成27年度の本格実施にあたってどうなるんだといった懸念が示されていた中で、子ども・子育て支援に関しては、量の拡充と質の改善の両方がほぼ満額に近い形で推進していくことになった。その中で、ここに書いてあるとおり3%、これは保育士にかかわらず、子ども・子育て支援に関わる人材の3%の国全体としての人件費の底上げがなされたということは、一定程度子どもも評価をしている。

それから、今ご紹介いただいたとおり、その中でも仙台市は、従前から保育士、栄養士等の独自の補助制度を設けて、それに上乘せする形で、不十分かもしれないが助成してきた経緯もあるということも、併せてご案内させていただきたい。それらも含めて、今後ともこの点は、国に働きかけを強めることも含めて努力してまいりたい。

平山乾悦委員

パブリックコメントでも児童館の整備に関わることが寄せられているが、特に放課後児童クラブの取組について、仙台市は先を見据えた取組をやってくれると私は知っているが、そのことについてもう少し書き込んだらよろしいのではないか。

まずは、資料4-2の19ページを見ていただくと、放課後児童クラブの登録児童数の推移、さらに児童館1館当たりの利用者数の推移のグラフが出ており、例えば、この間仙台市は、児童館、児童クラブの拡充整備を進めてきたわけだが、児童館が新しくできると、その地域の潜在的なニーズが掘り起こされて、児童クラブの登録希望者があつという間に定員に達するという状況が生まれている。さらに、この後、保育所の待機児童がゼロになり、受入がさらに拡大されていくのであれば、それに伴って児童クラブを希望する子どもたちも増えていくと思う。それに対して、仙台市では平成32年度ぐらいまでを見込んで、こういうふうにしていきたいという見通しを出されているので、そのことを前段のところで書き込んだらいいのではないか。

総務課長

今の平山委員からのご意見については、資料4-2の91ページの「量の見込みと確保方策」の「③放課後児童健全育成事業」の中に、平成32年度当初までの具体的な整備について、それから段階的な学年の拡大について明記をさせていただくとともに、資料4-1の概要版でも、その点は特出しして明示させていただいている。

本郷一夫会長


今、表現、内容、あるいはどこに記述するか等についてご意見を伺ったので、最終のものを答申する前に、私と事務局の間で、今日出た文言等の表現をどうするかということの調整をさせていただいて、その上で最終版をつくりたい。表現等で修正したものは、文書で委員の皆様にお知らせをするという形で進めたいと思うが、そのような形でよろしいか。

(一同承認)

3 閉会

閉会にあたり、事務局より、次回は平成27年5月の開催予定であることを連絡。

以上

会議録署名委員 村田祐二 

会議録署名委員 八木 謙生 